

令和5年度 神戸市ため池管理者研修会

ため池の適正管理と 市の取り組み

神戸市経済観光局農政計画課
TEL:078-984-0372

本日の内容

1. 市内ため池の状況・ため池の届出
2. 水利施設に対する支援について
3. ため池危険防止啓発看板の配布について
- 4-1. 大雨時の備え、対応
- 4-2. 緊急時の備え、対応
5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について
6. 【環境局】生物多様性の保全
～里山保全・外来種対策等について～



1. 市内ため池の状況

■ 農業用ため池＝約1,500箇所

■ ため池関連法の整備

平成30年7月豪雨などの近年の台風や集中豪雨で多くのため池が被災し、人命にかかる被害が発生したことから、国はため池関連法を整備した。

(1) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行）

- 適正管理に必要な制度や管理者の責務、行政の役割を明確化
- ため池管理者（又は所有者）による届出を義務化
- 特定農業用ため池の指定

(2) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 （令和2年10月施行、令和12年までの時限立法）

- 防災重点農業用ため池の指定
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画を策定し、集中的かつ計画的に防災工事等を推進

1. 市内ため池の状況

■ため池の指定について

- 特定ため池：776箇所

民間および財産区が管理するため池のうち、決壊すると下流の家屋や公共施設、農用地・土地改良施設・農業用施設などに被害をおよぼすおそれのあるため池。

- 防災重点農業用ため池：526箇所

民間および国・県・市・財産区が管理するため池のうち、決壊すると人的被害（下流の家屋や公共施設などに被害）をおよぼすおそれがあるため池。

（※特定ため池の指定と重複するため池：523箇所）

1. ため池の届出

■ ため池届出の内容

① 法律及び条例に基づき、全ての農業用のため池について提出することが義務化。

② 届出には、

- ・ ため池名称・所在
- ・ 所有者氏名・住所
- ・ 管理者氏名・住所
- ・ 受益面積・堤高・堤長・貯水量などの記載が必要

③ 上記②の内容が変更となる場合に「ため池変更届」の提出が必要

④ ため池を廃止した場合に「ため池廃止届」の提出が必要

既存ため池変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

神戸市長 様

届出者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地、その他の団体にあっては代表者の住所)

神戸市○○区○○町○○ ××番地

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○水利組合 代表 六甲 一郎 印

電話番号 (078) - ××× - ×××

次のとおり、農業ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2号/附則第2条第2項及びため池の保全等に関する条例第13条第2項14条第2項の規定により、届け出ます。

変更年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
変更の理由	水利組合の代表者変更のため		
変更項目	変更前	変更後	
ふりがな	まるまるいけ	同左	
ため池の名称	○○池	同左	
ため池の所在地	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	同左	
所有者	氏名(名称)	○○水利組合	
	住所	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	
	代表者(法人の場合)	神戸 太郎	
共有者	神戸 二郎	他 名 (別紙)	他 名 (別紙)
管理者	氏名(法人その他の団体にあっては名称)	○○水利組合	
	住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	
	代表者(法人又は団体の場合)	神戸 太郎	
	管理の内容	ため池の操作 維持(除草等) 修繕 その他	
管理の権原の種類	委任 賃借 共同(入会) その他(事務管理など)		
電話番号	(078) - △△△ - △△△		(078) - ××× - ×××
ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積	100,000 m ²		同左 m ²
堤高・堤頂長・総貯水量	5.0 m ・ 120 m ・ 9,000 m ³	同左 m ・ 同左 m ・	同左 m ³

ID

【添付資料】(変更のあった資料に限る)
 (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
 (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
 (3) その他知事が必要と認めるもの

注 1 変更項目の変更前の欄は全て記入し、変更後の欄において変更のない項目は「同左」と記入。

1. ため池の届出

■ため池届を提出しないと以下の支援を受けることが不可となる。

①国の補助事業・交付金事業

国の補助金を活用した、ため池の改修や廃止事業適用できなくなります。※届出の提出以外にも事業の活用には要件があります。

②災害復旧事業関連

大雨等によりため池が被災したとき、災害復旧事業による支援（市による復旧工事（※一部地元負担有り）または被災者が行う復旧工事に対する市の補助）が受けられなくなります。

③市単独補助事業

ため池や水路等の改修・ため池の廃止工事をしたい場合に、市の補助を受けられなくなります。

様々な補助を活用いただけません。
必ず提出をお願いします！

1. ため池の届出(変更届時の注意事項)

既存ため池変更届出書

① 令和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日

神戸市長 様

届出者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地、その他の団体にあっては代表者の住所)

神戸市○○区○○町○○ ××番地

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○水利組合 代表 六甲 一郎 印

電話番号 (078) - ××× - ×××

次のとおり、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2号/附則第2条第2項及びため池の保全等に関する条例第13条第2項14条第2項の規定により、届け出ます。

変更年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日		
変更の理由	水利組合の代表者変更のため		
変更項目	変更前	変更後	
ふりがな	まるまるいけ	同左	
ため池の名称	○○池	同左	
ため池の所在地	神戸市○○区○○町○○ ○○番地	同左	
所有者	氏名(名称)	○○水利組合 同左	
	住所	神戸市○○区○○町○○ ○○番地 同左	
	代表者(法人の場合)	神戸 太郎 同左 ②	
管理者	共有者	神戸 二郎	他 名 (別紙) 同左 他 名 (別紙)
	氏名(法人その他の団体にあっては名称)	○○水利組合 同左	
	住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	神戸市○○区○○町○○ ○○番地 神戸市○○区○○町○○ ××番地	
管理者	代表者(法人又は団体の場合)	神戸 太郎 六甲 一郎	
	管理の内容	ため池の操作 維持(除草等) 修繕 その他	ため池の操作 維持(除草等) 修繕 その他
	管理の権原の種類	委任 賃借 共同(入会) その他(事務管理など)	委任 賃借 共同(入会) その他(事務管理など)
電話番号	(078) - △△△ - △△△ (078) - ××× - ×××		
ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積	100,000 m ²	③ 同左	m ²
堰高・堰頂長・総貯水量	5.0 m ・ 120 m ・ 9,000 m ³	④ 同左 m ・ 同左 m ・ 同左 m ³	
	ID		

④ [添付資料] (変更のあった資料に限る)
 (1) 法人の定款又は寄附行為の写し (所有者又は管理者が法人である場合)
 (2) 団体の規約等 (管理者が法人でない団体である場合)
 (3) その他知事が必要と認めるもの

注 1 変更項目の変更前の欄は全て記入し、変更後の欄において変更のない項目は「同左」と記入。

■よくある指摘事項

① 日付抜け

② 別紙の提出抜け

※共有名義者が複数名の場合に必要な

③ 誤った数値を記載している

※数値不明でお困りの場合は、市担当者へ事前にご相談ください

④ 添付資料の抜け

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 団体の規約等
- (3) その他参考となるべき資料

※内容に変更がない場合は、添付を省略可能

神戸市HPもご覧ください!

ため池変更届出書の様式や記載例を掲載しています。「神戸市 ため池届」で検索してください。



2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■支援の背景・目的

- 近年、老朽化したため池関連施設の改修要望が増えている。
- 国庫補助事業を活用するには、費用対効果など多くの採択要件があり、工事が完了するまでに膨大な時間や手間がかかる場合がある。
- 一方で、地元の方々に工事を行うと、金銭的な負担が大きい。

地元の方々に改修・廃止工事を行う場合に、市が一部補助を行い金銭的負担を軽減することで、農業生産基盤の整備や水利施設の防災減災を図ります。

※営農や防災上の観点から必要となる改修・廃止工事を行う個人・団体の方で補助の採択要件を満たしていれば、どなたでも活用いただけます。

2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■一般水路・ため池改修事業

《事業概要》

- 国・県の補助事業の採択要件に満たない水路・ため池の部分的な改修に対して、市が一定の助成を行うもの。
- 地元負担の軽減や施設の早期回復、農業用水の安定供給による農作物の安定生産、農業経営の安定化を図る。

《採択要件》

- 受益戸数 2戸以上
(ただし、「特定ため池」の場合は、受益戸数要件なし)
- 事業費 (=工事費) 20万円以上 (市予算の範囲内)

《補助率》

- 対象事業費の 40% (地元負担60%)

2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■一般水路・ため池改修事業（事例1）

【ため池堤体の補修】

- 事業目的：老朽化によりため池堤体の変形および崩壊が進行している。原形復旧することにより、災害の未然防止と農業用水の確保を図る。
- 補助額：290,400円（事業費：726,000円）

（着手前）



（着手後）



2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■一般水路・ため池改修事業（事例2）

【水管橋の補修】

- 事業目的：ため池樋管出口に接続する水管橋が老朽化により漏水している。補修することで、災害の未然防止と農業用水の確保を図る
- 補助額：224,400円（事業費：561,000円）

（着手前）



（着手後）



2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■ため池廃止事業

《事業名》

- 国・県の補助事業の採択要件に満たない特定ため池の廃止について、市が一定の助成を行うもの。
- 地元負担の軽減や防災上のリスクの軽減等を図る。

《採択要件》

- 「特定ため池」であること
- 事業費（＝工事費） 20万円以上（市予算の範囲内）

《補助率》

- 対象事業費の2/3（地元負担 1/3）

2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■ため池廃止事業（事例1）

【堤体開削工事による貯水機能の廃止】

- 事業目的：ため池堤体の陥没が進行しており、決壊により住宅等へ被害が及ぶおそれがある。農業利用がないため、貯水機能を廃止し、災害の未然防止を図る。
- 補助額：183,000円（事業費：275,000円）

（着手前）



（着手後）



2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■開水路改修事業

《事業概要》

- ため池の防災減災対策推進に合わせ、上下流の老朽化した用排水路について、市が一定の助成を行うもの。
- ため池の上下流の用排水路の整備を進め、水利施設として一体的となった防災・減災対策を図る。

《採択要件》

- 受益戸数 2戸以上
※ただし、「特定ため池」の上下流の用排水路（開水路のみ）が対象
- 事業費（＝工事費） 20万円以上（市予算の範囲内）

《補助率》

- 対象事業費の 90%（地元負担10%）

2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■開水路改修事業（事例1）

【開水路崩壊部分の改修】

- 事業目的：ため池の下流水路が崩落している。水路を復旧することにより、農業用水の確保と災害の未然防止の確保を図る。
- 補助額：1,799,820円（事業費：1,999,800円）

（着手前）

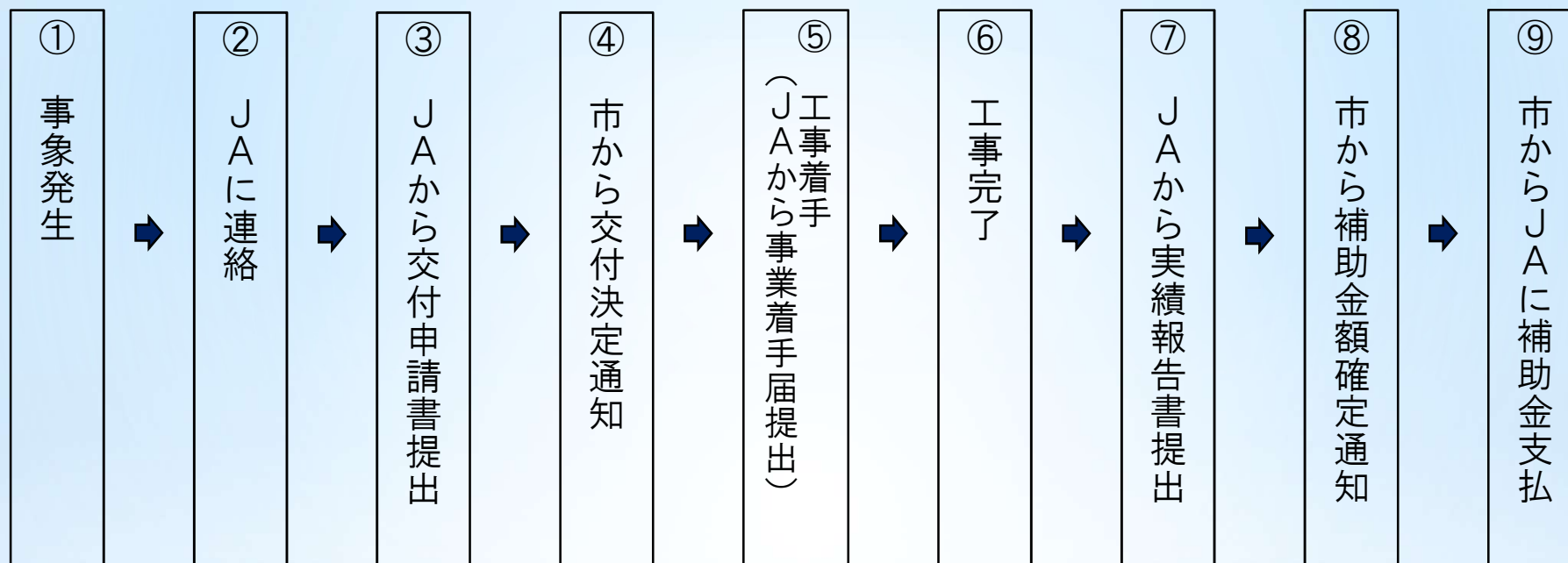


（着手後）



2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■手続きの主な流れ（JAを通して申請する場合）



- ・ JAに連絡があり次第、市・JAが現地を確認します。
- ・ 工事完了後、工事費から市補助金を差し引いた額をJAより請求いたします。
- ・ JAを通して申請する場合、別途事務費が発生します。

JAお問合せ先：078-974-4565（JA西資産管理センター）

2. 水利施設に対する支援〈市単独補助事業〉

■補助活用にあたり注意いただくこと

- 既に工事着手済の場合や他の補助対象にあたる場合は、当補助の対象となりません。
- 緊急等により交付決定前に工事着手する場合は、「事前着手承認申請書」を市へ提出し、市の事前着手承認を受ける必要があります。
(JAを通して申請する場合は、当申請書もJAが市へ提出します。)
- 補助を希望される施設に関連するため池について、法律に基づく「ため池届」が提出されている必要があります。
- 特定ため池について防災工事（廃止工事を含む）を行う際には、法律に基づく「防災工事届」を、市を経由して別途県へ提出する必要があります。

神戸市HPもご覧ください!

補助事業に対するFAQや関連する要綱等を掲載しています。
「神戸市 水利施設に対する支援」で検索してください。



3. ため池危険防止啓発看板の配布について

- ため池での水難事故防止と、各ため池管理者の管理意識向上を目的として、「危険防止啓発看板」を市が作成し、希望するため池管理者へ配布しています。
- 毎年6月～7月頃に、希望するため池管理者へ配布しています。（今年度は6月に配布完了）



看板デザイン

縦600mm×横885mm

（デザインは今後変更する可能性があります）

3. ため池危険防止啓発看板の配布について

【配布に関する注意点】

①配布枚数は**ため池1か所につき1枚**

※希望枚数が多い場合、ご希望に添えないことがあります

②看板配布対象は、**ため池届出を市へ提出しているため池**です。

③**板面のみ**配布いたします。設置に必要な**脚部等**は各**ため池管理者にてご用意**ください。

④看板作成業者が、直接管理者のご自宅へ配送します。

⑤看板配布後、速やかに設置してください。

設置後の写真を農政計画課に提出してください。

3. ため池危険防止啓発看板の配布について

【令和6年度の配布について】

農政計画課

- ①希望枚数の確認
令和5年12月頃（予定）
「ひょうごため池だより」
(※) に同封して送付

各ため池管理者

- ②希望枚数の回答
回答期限（予定）
令和6年1月31日

農政計画課

- ③看板作成発注（令和6年4月中）

看板作成業者

- ④看板を各ため池管理者
に配送
令和6年6月頃（予定）

各ため池管理者

- ⑤看板を設置し、写真を
撮影して送付
写真送付期限（予定）
令和6年8月31日

農政計画課

※「ひょうごため池だより」は
兵庫県が発行しています

4-1. 大雨時の備え、対応

■大雨による危険性

大雨が降ると・・・

- ため池の貯水位が増え、堤体への浸食により決壊につながる恐れがあります。
- ため池の堤体に亀裂や漏水があったり、洪水吐の能力不足や流木等の障害により水が正常に流れないと、さらに決壊につながる恐れが高まります。

皆さまが管理している「ため池」は決壊すると下流の住宅や公共施設、農地などへの影響が見込まれるため、適切な日常管理や大雨時の対応が必要です。

4-1. 大雨時の備え、対応

■大雨時のお願い

【大雨前】

- 施設の異常がないか、事前に点検を行いましょよう。
- 事前にため池の水位を下げましょよう（事前放流）。
- 関係機関の連絡先を改めて確認しておきましょよう。
- 大雨が予想される際には、事前の避難を心がけましょよう。

【大雨中】

- 緊急の事象が生じたら、まずは最寄りの消防署に連絡しましょよう。

【大雨後】

- 身の安全確保に最大限注意を払い、2名以上で緊急点検を実施しましょよう。
- ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生した際は、速やかに水位を下げましょよう（緊急放流）。また、状況に応じた応急対策を行いましょよう。
- 下流への被害が予想される場合には、関係機関に連絡しましょよう。

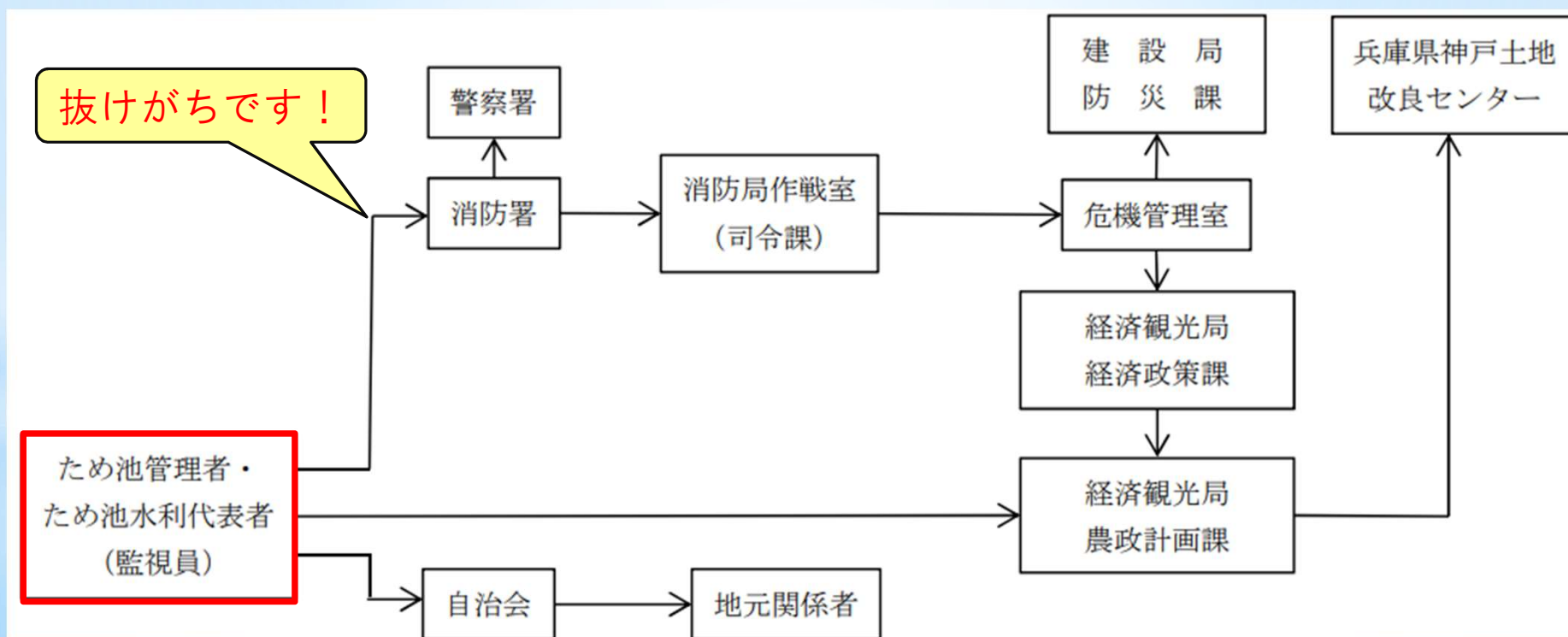
日常点検や事前放流、緊急点検については、兵庫県土地改良事業団体連合会発行の「ため池管理マニュアル」をご覧ください。

4-1. 大雨時の備え、対応

■ 関係機関の連絡先の確認

大雨の際の警戒時や災害発生時に備え、関係機関への情報連絡体制を確認しておく必要があります。また、情報連絡体制は毎年確認しましょう。

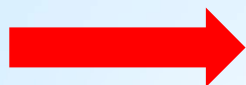
＜大雨時の連絡の流れ＞



4-1. 大雨時の備え、対応

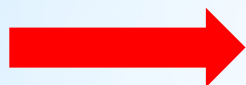
<緊急連絡機関>

北区のため池



消防署：北消防署(TEL 078-591-0119)
北消防署北神分署(TEL 078-981-0119)
警察署：神戸北警察署(TEL 078-594-0110)
有馬警察署(TEL 078-981-0110)

須磨区のため池



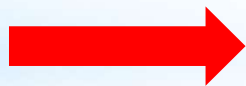
消防署：須磨消防署(TEL 078-735-0119)
警察署：須磨警察署(TEL 078-731-0110)

垂水区のため池



消防署：垂水消防署(TEL 078-786-0119)
警察署：垂水警察署(TEL 078-781-0110)

西区のため池



消防署：西消防署(TEL 078-961-0119)
警察署：神戸西警察署(TEL 078-992-0110)

神戸市経済観光局農政計画課
TEL 078-984-0372

※所属する自治会の連絡先も
改めてご確認ください。

4-2. 緊急時の備え、対応

■緊急点検の実施

地震後の農業用ため池等緊急点検要領
大雨特別警報時の農業用ため池等緊急点検要領による

『防災重点農業用ため池』は、次の事象が発生した時には、**緊急点検の実施が求められます**。ため池管理者は、身の安全を十分に確保しつつ、速やかに対象ため池の緊急点検を実施し、**点検結果を市へ報告**してください。

《地震時》

- ・震度4の場合 : 堤高15m以上の防災重点農業用ため池
 - ・震度5弱以上の場合 : すべての防災重点農業用ため池
- ※地震発生後、24時間以内に速やかに実施

《大雨時》

- ・大雨特別警報時 : すべての防災重点農業用ため池
- ※大雨特別警報解除後、速やかに実施

4-2. 緊急時の備え、対応

速報（第1報）

令和 年 月 日（ 曜日） 時現在

ため池の情報	<input checked="" type="checkbox"/> 池（ 兵庫県 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村、ため池コード： ▲▲ ）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災重点農業用ため池 <input type="checkbox"/> 農業用ダム（対象ため池に該当）			
	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 点検できない（道路寸断でアクセスできない等）			
ため池の被害	<input type="checkbox"/> 決壊している			
	<input checked="" type="checkbox"/> 決壊はしていないが、 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 下流側に水が漏れている</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 堤体の斜面がくずれている</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 洪水吐に異常がある（破損している、土砂等で詰まっている）</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 下流側に水が漏れている	<input type="checkbox"/> 堤体の斜面がくずれている	<input type="checkbox"/> 洪水吐に異常がある（破損している、土砂等で詰まっている）
	<input checked="" type="checkbox"/> 下流側に水が漏れている			
	<input type="checkbox"/> 堤体の斜面がくずれている			
<input type="checkbox"/> 洪水吐に異常がある（破損している、土砂等で詰まっている）				
<input type="checkbox"/> 上記以外				
「あり」の場合、その内容				

【防重ため池の管理者】

- 第1報を神戸市へ報告
- ため池被害がない場合：完了
- ため池被害がある場合：第2報を報告

報告先：神戸市経済観光局農政計画課

- メール：tameikekobe@office.city.kobe.lg.jp
- F A X：078-984-0368

神戸市HPもご覧ください!

防災重点農業用ため池の一覧や緊急点検の様式を掲載しています。「神戸市 ため池 緊急点検」で検索してください。



点検報告（第2報）

令和 5 年 4 月 2 日（ 日 曜日） 16 時現在

ため池の情報	<input checked="" type="checkbox"/> 池（ 兵庫県 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村、ため池コード： ▲▲ ）	
ため池の被害状況		
(堤体) 決壊しているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) (決壊はしていないが)下流側に水が漏れているか	<input checked="" type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) ため池側の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) 下流側の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) 洪水吐に異常があるか(破損している、土砂等で詰まっている)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(池) 堤体以外の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
(池) 目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
(取水施設) 取水施設(斜樋・底樋)や下流の水路は使用可能か	<input type="checkbox"/> 使用不可	<input checked="" type="checkbox"/> 使用可能
(その他) その他、ため池の被害があるか(例:堤体の亀裂等)(被害状況)	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
ため池の被害状況写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; width: 45%;">漏水状況が分かる写真</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; width: 45%;">洪水吐の状況が分かる写真</div> </div>	
ため池の水位	洪水吐の底から cm <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 下 、 堤体の頂上から 50 cm 下	
人的被害	<input type="checkbox"/> あり(人)	<input checked="" type="checkbox"/> なし
家屋・公共施設の被害	<input type="checkbox"/> あり(棟)	<input checked="" type="checkbox"/> なし
応急措置	<input checked="" type="checkbox"/> 必要(<input type="checkbox"/> 実施済み <input checked="" type="checkbox"/> 未実施) (実施内容:) <input type="checkbox"/> 不要	
その他連絡事項	普段よりも漏水量が大幅に増加している。	

4-2. 緊急時の備え、対応

■ため池管理アプリの利用をおすすめします！

「緊急点検結果の入力～神戸市への報告」までをアプリだけで実施できます。

※紙面報告書への記入、メールやFAXでの報告が不要に！



ため池管理

ため池管理アプリ誕生

ため池管理者の点検をサポート!!

- 点検記録をお持ちのスマホから報告・記録できます
- 台風接近時等に、プッシュ通知機能により管理者へ注意喚起されます
- 点検入力中に写真を撮るとそのまま保存されます

アプリの使用方法是こちら

ため池管理アプリ 説明動画 検索

ため池管理アプリとは


「ため池管理アプリ」は、ため池管理者が日常点検や災害時の緊急点検の結果を行政に報告するためのスマートフォンアプリです。
「はい」「いいえ」で回答できる一問一答形式で、誰でも簡単に点検報告ができます。



日常点検や緊急点検の結果を記録・報告することができます。行政と連携して施設の管理や情報共有を行います。



ため池の異状を発見したら、写真を撮影することで点検結果と一緒に記録・報告することができます。



地震や大雨が発生したため池の点検が必要になるとアプリから通知が送信されます。

ため池管理アプリを利用するには、『ため池管理者QRコード』『ため池QRコード』の登録が必要です。準備が整い次第、各市町からQRコードが配布されます。

利用上の注意 アプリの利用料は無料ですが、所定のパケット通信が発生するため、通信会社の契約状況によってパケット通信料が発生します。

お問い合わせ先
兵庫県 農地整備課 農地防災班（防災担当）
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL 078-362-3433

アプリに興味をお持ちの方は、研修会後に市職員へお声がけください！

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(1) 災害とは

豪雨や洪水などの異常な天然現象によって農地や農業用施設などが被害を受けたこと

(2) 災害復旧とは

被災した農地や農業用施設を元に戻すこと
(「原型復旧」が原則)



農地の法面崩壊



農道の崩壊

水路の
閉塞・崩壊



ため池の堤体崩壊

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(3) 災害復旧事業の目的

- 災害を受けやすい気象的・地理的条件に対する国土保全
- 農業生産力の維持・農業経営の安定
- 地方公共団体や地域経済に対する影響の軽減
- 激甚な災害に対する農家負担の更なる軽減



本来、被災した農地・農業用施設の所有者・管理者が担うべき復旧について、**国が補助**します

《根拠法令》

- 暫定法: 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和25年法律第169号)
- 激甚法: 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)
- 負担法: 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(4) 農地や農業用施設が被災したら

災害通報書		送信日	令和 年 月 日() NO. _____
JA兵庫六甲 神戸西 資産管理センター FAX 976-2797 TEL 974-4565		JA兵庫六甲 神戸北 資産管理センター FAX 583-4309 TEL 583-4310	
通報者	所属団体 (改良区 / 自治会 / 水利組合など)		
	お名前	電話番号	
連絡先	所属団体		
(通報者と異なる場合のみ)	お名前	電話番号	
被災発見日	令和 年 月 日()		
被災施設の 種類	該当する項目に○印をつけて下さい。		
	農地 田 / 畑 / 果樹園 / その他()		
復旧方法	神戸市による災害復旧を 希望する / 希望しない ※復旧工事費への一部負担に同意する必要があります		
	神戸市による災害復旧を 希望する / 希望しない ※復旧工事費への一部負担に同意する必要があります		
被災場所	区 町 字 番 地先		
被災の状況	(1) 法面が崩れた場合		
	・法面の ¹ 上に何かありますか。該当する項目に○印をつけて下さい。 農地 / 農道 / ため池 / 水路 / その他()		
	・法面の ² 下に何かありますか。 農地 / 農道 / ため池 / 水路 / その他()		
	※土砂は堆積していますか? はい / いいえ		
・法面の上部 / 下部の幅と高さを記入してください。およその数値で結構です。			
① 法面の上部 _____ m ② 法面の高さ _____ m ③ 法面の下部 _____ m			
(2) その他の場合			
(具体的な内容と被災規模(長さ・高さ)を記入してください)			
JA 記入欄	被災者への対応を記入してください。		
現地確認	備考	災害復旧事業	適用できる / 適用できない / 不明
		市単補助制度	適用できる / 適用できない / 不明

※被災状況が分かる資料(写真、位置図など)を添付してください。
※農地・農業用施設以外の施設(河川、県・市道路)については、各管理者に連絡してください。

■災害発生から **7日以内**に「災害通報書」を提出してください。

災害通報書は、配布資料のチラシ「農地・農業用施設の災害復旧を支援します!」の裏面に記載されています。

市HPからダウンロードも可能です

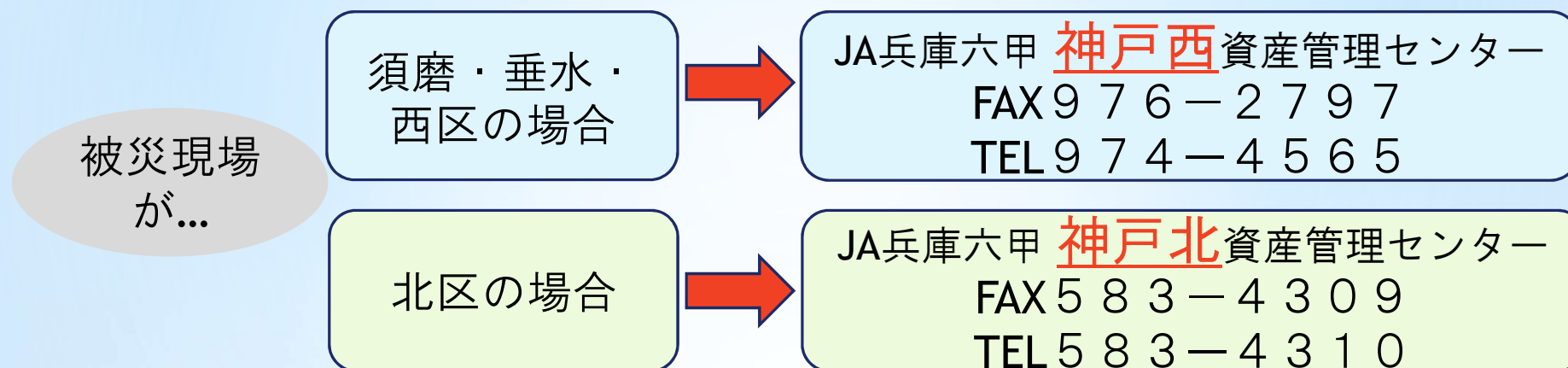


■災害通報書の提出先は **JA兵庫六甲(資産管理センター)** です。

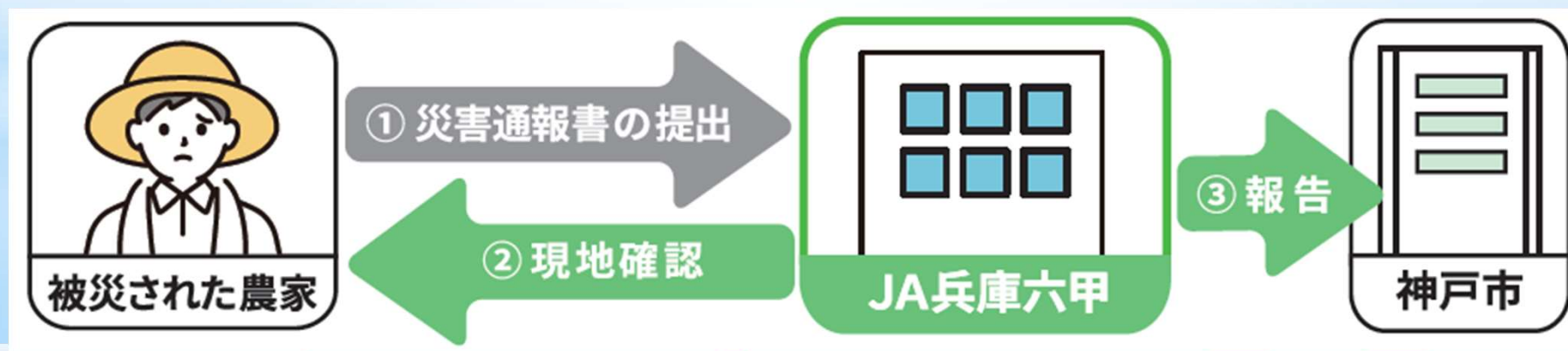
5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(4) 農地や農業用施設が被災したら

■災害通報書の提出先



■通報後の流れ



5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(5) 災害復旧事業の対象となる災害

災害とは「異常な天然現象」により生じたもので、主な現象の事例は以下のとおりです。

■降雨：24時間雨量が80mm以上、時間雨量が20mm以上

■洪水：はんらん注意水位以上

または低水位から堤防の頂部までの高さの1/2以上

■暴風：最大風速（10分間平均）秒速15m以上

その他、「高潮、津波、地震、落雷」など、自然災害に起因する事象

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(6) 災害復旧事業の対象となる農地・農業用施設

①農地

■耕作のために使用されている土地で、現在耕作している土地。

※耕作予定のない農地は対象となりませんが、耕作しようとするならば直ちに農地として使用できる休耕地等は対象となります。

※採草地、放牧地、実験農場、家庭菜園などは対象となりません。

②農業用施設

■農地の利用又は保全上必要な公共的施設。

⇒ため池、頭首工、水路、農道（有効幅員1.2m以上）、揚排水機、堤防、橋梁、農地保全施設

※受益戸数が2戸以上の施設であること、個人の所有施設でないことが必要です

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(7) 災害復旧事業の対象とならないもの

■ 1か所の工事費が40万円未満のもの

※20万円以上40万円未満については市補助あり

■ 被災の事実はあるが、過去の災害によるもの

■ 経済効果が小さいもの（道の幅が120cm未満の農道など）

■ 維持管理が行われていなかったことが原因で被災したもの

■ 機能が損なわれていないもの（用水貯水機能の損なわれていない水田など）

…など

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(7) 災害復旧事業の対象とならないもの（農地）

- 復旧費が国の定める基本額を超える場合
⇒ 超える部分は全額自己負担になります。

(解説)

被災した農地の復旧額は、新たに被災農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な金額が上限となります。
この金額は、毎年農林水産大臣が定めます。

よくある事例

- ・ 畑の復旧
- ・ 田のうち、法面が高く農地面積が小さい

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(7) 災害復旧事業の対象とならないもの（農業用施設）

■道路の路面又は側溝のみに係る工事

■車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が1.2m以上残されたもの）のみに係る工事

■水路の3割未満の閉塞

※3割以上でも、用水路か排水路かで条件が変わります

■直ちに破損する恐れがなく、かつ他に被害を及ぼす恐れがない石積み等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみ又は間詰のみの工事

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(8) 神戸市の支援内容

被災した場合の支援内容は、工事費の額によって分かれます

① 工事費40万円以上の場合

- 被災した農地・農業用施設の復旧工事を神戸市が実施
※事前に復旧工事費に対する一部負担への同意が必要です
- 基本補助率は、農地50%、農業用施設65%です
補助率は各災害の被害規模等に応じて変動します

【参考】これまでの補助率実績

	基本補助率	これまでの補助率実績 (平成23年～令和3年)	
		補助率実績	補助率実績 (激甚災害の場合)
農地	50%	80～83%	91～96%
農業用施設	65%	89～93%	95～99%

5. 農地・農業用施設の災害復旧事業について

(8) 神戸市の支援内容

② 工事費が20～40万円の場合

■ 被災者が行う復旧工事に対して、神戸市が補助します。

■ 補助率 50%、補助額の上限は20万円

※ 補助金の申請や工事発注、監督、その他諸手続きを
JA兵庫六甲が代理で行うことができます。

その際に手数料はかかりません。

なお、他の補助事業との併用はできません。



【参考：根拠法令等抜粋】

①農業用ため池の管理及び保全に関する法律

第4条第1項

「農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、都道府県知事に届け出なければならない」

②国の補助事業・交付金事業

各事業の要領抜粋

「本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全法に関する法律附則第2条第1項に規定する農業用ため池の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業主体となるものは確認すること」

③災害復旧事業関連

県届出事務処理マニュアルQA抜粋

「災害復旧事業は、農業利用が継続されることが前提条件であり、届出をしないとする正当な理由なく復旧事業を実施することは困難であると判断」

④市単独補助事業

要綱抜粋

「ため池届が提出されていることを補助の条件とする」

生物多様性の保全
~里山保全・外来種対策等について~



神戸市 環境局

- 1. 「生物多様性」とは**
- 2. 生物多様性を守るために**
- 3. 神戸市の取組みについて**

「生物多様性」とは



◎ 神戸の豊かな自然環境と生物多様性

BE KOBE

生物多様性とは？

森や草地、水田、河川、海辺など多様な自然の中で、多くの種類の生きものが互いにつながりを持ちながら生息・生育すること。

海



川



溪流



都市河川

大都市には珍しい、多様で豊かな自然環境

山



田園



里地・里山



ため池

◎ 市内の生きものが減っています

BE KOBE

神戸市では約8,000種もの多種多様な生きものが
見つかっている（※2020年度調査結果より）

➡ 絶滅のおそれのある動植物が 932種

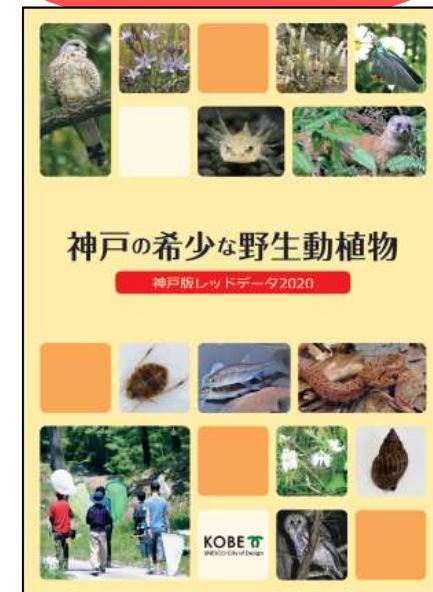


ニホンイシガメ



カワバタモロコ

神戸版
レッドリスト
2020



生物多様性を守るために



- ① **自然を乱さない**
- ② **人の手で守られている自然がある**
- ③ **他所から生きものを持ち込まない・逃がさない**

◎ 人の手で守られている自然がある

BE KOBE

里山は、ため池、田んぼや森林、草地など多種多様な環境が隣接して存在し、また人の働きかけ（草刈りや水辺環境の創出など）があった

⇒ 多種多様な生きものが暮らせる空間があった



出典：写真（環境省HP（http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu.html））
：イラスト（環境省HP（<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/seibutu.html>））

耕作放棄
された水田



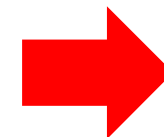
- 水辺が無くなり、水生昆虫や両性類のすみかがなくなる
- 乾燥化が進み、湿地性の植物が消え、草刈りがされず放置されることにより、背の高い草しか生えず、低層の草花が消え、植生の多様性が失われる
- これまで植物が生えていなかった場所には、繁殖力の強い外来種が侵入しやすい

◎ 他所から生きものを持ち込まない・逃がさない

BE KOBE



他所からの生きものの持ち込みは





ウシガエル



アカミミガメ



アメリカザリガニ



アゾラ



ナガエツルノゲイトウ



ボタンウキクサ
(ウォーターレタス)

◎ 条件付特定外来生物

BE KOBE



アメリカザリガニとアカミミガメは2023年6月から
野外に放すことが禁止となる条件付特定外来生物に指定されました。

飼育している方、これから飼育をする方は、野外に放さない、逃げ出さないような方法で飼育をお願いいたします。

ペットとして飼育している方は最後まで大切に飼育してください。 詳細はこちら→



KOBE

どうしても飼育できなくなった場合、神戸市にご相談ください。

問合せ | 神戸市総合コールセンター [受付時間 9:00~21:00] TEL | 0570-083330 神戸 078-333-3330 FAX | 078-333-3314

令和5年6月1日より
アカミミガメ・アメリカザリガニが、「条件付特定外来生物」に指定。



飼育している個体の野外放出、販売・頒布・購入は法律で禁止

神戸市の取組みについて



戦略1

里山を「知る」

- ・ 魅力発信
- ・ 生物多様性の普及啓発
- ・ 外来生物/有害鳥獣問題の普及啓発

戦略2

里山を「まもる」

- ・ 保全区域の認定・制度構築
- ・ 森林/農地/草地環境の保全
- ・ 生物のモニタリング
- ・ 外来生物/有害鳥獣対策

戦略3

里山活動を「つなぐ・ひろげる」

- ・ 人材育成
- ・ 活動支援
- ・ カーボンニュートラル
- ・ 保全活動をつなぐ仕組み

アカミミガメ対策

- ・ 明石・神戸アカミミガメ対策協議会による防除活動
- ・ アカミミガメの駆除数に応じた助成事業

その他外来種対策（ナガエツルノゲイトウ 等）

- ・ 市民の皆さんが行う生物多様性保全活動に対する助成事業
- ・ 外来カミキリムシへの分布調査や防除活動 等

外来生物展示センター

- ・ 自治体初の外来生物問題の普及啓発に特化した常設施設



ため池は、農業用水の確保や治水の他、生態系の重要な役割を担っている場所です。

定期的な草刈りだけでも植生の多様性が守られます。